

# 福祉の掲示板

該当する人は、忘れずに必ず申請してください。

## 児童手当の手続 現況届は毎年必要です

- ▶対象者 町内に居住(住民票があり)し、中学3年生までの児童を養育している人  
※15歳になった後の最初の3月31日までの間の児童です。
- ▶手当の月額 (一人あたり)

年齢区分	支給額	
	所得制限未満の人	所得制限以上の人
3歳未満	月額 15,000円	月額 5,000円
3歳~小学生	第1・2子 月額 10,000円	
	第3子以降 月額 15,000円	
中学生	月額 10,000円	

所得制限限度額については、年収960万円(夫婦・児童2人)を基準とします。扶養している子どもの人数により増減があります。

- ▶支給月 毎年3回(6月・10月・2月)の口座振り込み(振り込み日は10日。土日曜日・祝日の場合は前営業日) 6月分(2~5月)・10月分(6~9月)・2月分(10~1月)



- ▶申請方法 役場福祉課に直接申請する
- ▶申請に必要なもの 印鑑、申請者(※注1)名義の口座番号などが確認できるもの、申請者の健康保険証の写し(厚生年金などに加入している人)  
(※注1)申請者…その世帯の生計を支えている人  
【注意点・さかのぼっての支給は受けられません】  
児童手当は、資格があっても、申請をしないと受給できません。申請が遅れた場合でも、さかのぼって受給はできません。  
【6月は現況届の提出月・毎回の提出が必要です】  
現在手当を受給している人は、6月に現況届の提出があります。忘れずに提出してください。6月初旬に通知を郵送しますので、期限までに忘れずに手続をお願いします。公務員の人は勤務先で手続をしてください。
- ▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎47-5023

## 福祉医療費の支給制度 医療費を公費で負担

該当する人で、福祉医療費受給資格者証がない場合は、申請してください。

- ▶対象者 次のいずれかに該当する人
  - ①子ども(中学校卒業まで)
  - ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A)
  - ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人
- ▶必要書類など 印鑑、健康保険証
- 対象②の人 年金証書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
- 対象③の人 戸籍謄本など、所得課税証明書(平成24年分)

- ▶支給対象の診療 保険診療  
※文書料や健康診断、予防接種、薬の容器代などは対象外。高額療養費、付加給付、日本スポーツ振興センターなどからの医療費支給部分も対象外です。
- ▶支給方法  
県内の医療機関 福祉医療費受給者証を受付で提示  
県外の医療機関 医療費を支払い(一時立て替え払い)、福祉医療費給付申請書、診療明細書(領収書)を福祉課へ提出  
※後日、保険診療分を指定の口座に振り込みます。  
【注意点・保険証が変わったとき】 就職・退職、保険組合の変更などで保険証が変わった人は、保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑を持参し、福祉課で変更手続をしてください。
- ▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎47-5022

## 第3子出産祝い金 役場福祉課で手続が必要です

- ▶対象 (①と②に該当する人)
  - ①町内在住で、引き続き6か月以上町内に住所がある
  - ②新たに第3子以上を出産した家庭
- ▶支給額 10万円
- ▶申請方法 申請書に必要事項を書いて申し込む  
※申請書は、役場福祉課にあります。
- ▶申請・問合せ先 役場福祉課 ☎47-5023



だれもが人権を尊重する、まちへ…。



6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、あなたのまちの身近な相談パートナー

私たちの周囲には、さまざまな人権問題があります。例えば、職場や地域社会などでの男女の役割分担的な考え方や偏見による差別、外国人に対する誤解や偏見による差別。また、日本固有の人権問題として、同和地区出身者に対する差別も、いまだ後を絶ちません。このような誤った思い込みや偏見で人を差別することは、人権侵害につながります。相手の気持ちを考え、みんなが差別や偏見のない社会をつくりましょう。

各市町村で開設される特設相談所のほか、前橋地方法務局と群馬県人権擁護委員連合会では、全国共通人権相談ダイヤル「ゼロゼロみんなの110番 ☎0570-003-110」を開設しています。相談は、人権擁護委員と法務局職員がお受けします。

- ▼開設日 月～金曜日(祝日除く)
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼費用 無料
- ※秘密は厳守します。面接による相談も受け付けています。
- ▼問合せ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466  
前橋地方法務局太田支局 ☎32-6100

- 町の特設人権相談
- ▼期日 6月6日(※)
  - ▼時間 午前10時～午後3時
  - ▼会場 邑楽町公民館
  - ▼相談員 町の人権擁護委員
  - ▼対象 子どもに関することや、家庭内、近所のもめごとなどの人権問題や困りごとで悩んでいる人
  - ▼費用 無料
  - ▼問合せ先 役場住民課 ☎47-5017

次のようなことでお悩みの人は、ぜひ相談を

- ・東日本大震災による風評被害(差別やいじめ)を受けた。
- ・出身地や性別などを理由に差別を受け、悪質な落書きをされた。
- ・学校内で体罰やいじめを受けた。
- ・インターネット上に悪質な書き込みをされた。
- ・離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- ・同和問題を口実として不当な要求を受けた。
- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを受けている。
- ・変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。
- ・近隣の騒音、悪臭などに悩まされている。

※町の定例の人権行政相談の日程は、10ページに掲載してあります。